

I 職員の任免に関する状況

1 職員数の状況

(1) 採用、退職(平成26年度)

	人数	職種
採用	10	一般行政職 10
退職	15	一般行政職 6、海事職 1、労務職 3 医療職 5

II 職員の給与及び職員数に関する状況

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

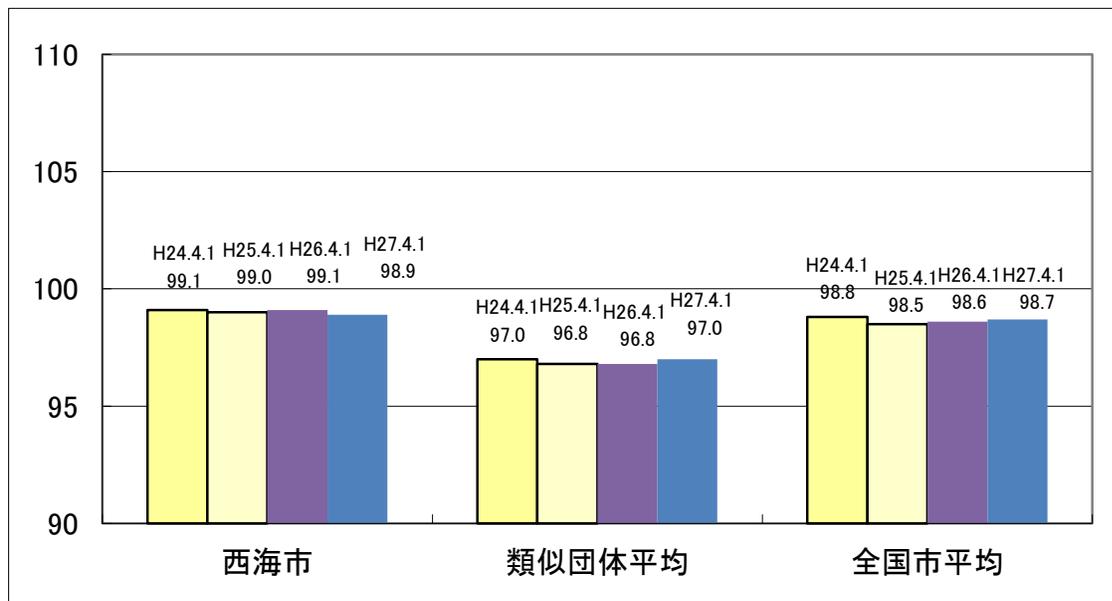
区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 29,942	千円 24,021,555	千円 772,203	千円 2,961,002	% 12.3	% 14.7

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給 与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
26年度	人 290	千円 1,142,741	千円 184,677	千円 428,591	千円 1,756,009	千円 6,055	千円 5,737

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表(一)適用職員の棒給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況

実績なし

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、棒給表の水準の平均2%引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

実施

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日

(内 容) 民間賃金の低い地域の実情を反映させるため、また、民間との較差を踏まえた50歳代後半層の水準の見直しのため、医療職(1)を除く全給料表の水準を平均2%(最大約4%)引下げ。激変緩和のため、4年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

支給なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

単身赴任手当の改定について、国と同様に見直しを実施。(平成28年4月1日実施)

(6) 特記事項

平成17年4月1日に合併(西彼町、西海町、大島町、崎戸町、大瀬戸町)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(27年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料額	平均給与額	平均給与月額 (国比較ベース)
西海市	43.歳	328,400円	382,199円	354,984円
長崎県	43.8歳	330,075円	408,517円	364,438円
国	43.5歳	334,283円	—	408,996円
類似団体	42.8歳	322,530円	377,770円	346,741円

② 技能労務職

区分	公務員					県内民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
西海市	51.5歳	13人	323,600円	346,802円	336,744円	—	—	—	—
うち清掃職員	48.1歳	2人	249,000円	269,100円	262,000円	廃棄物処理業従業員	44.9歳	289,500円	0.93
うち用務員	51.歳	7人	338,400円	356,226円	348,898円	用務員	54.6歳	200,300円	1.78
長崎県	51.2歳	173人	337,147円	386,991円	360,476円	—	—	—	—
国	50.2歳	2,994人	289,141円	—	328,318円	—	—	—	—
類似団体	50.2歳	19人	308,367円	332,564円	320,380円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
西海市	5,561,689	—	—
うち清掃職員	4,273,444	3,952,300	1.08
うち用務員	5,746,810	2,774,400	2.07

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成24年～26年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (27年4月1日現在)

区 分		西海市	長崎県	国
一般行政職	大学卒	174,200 円	174,200 円	174,200 円
	高校卒	142,100 円	142,100 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	139,500 円	139,500 円	—
	中学卒	—	125,400 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (27年4月1日現在)

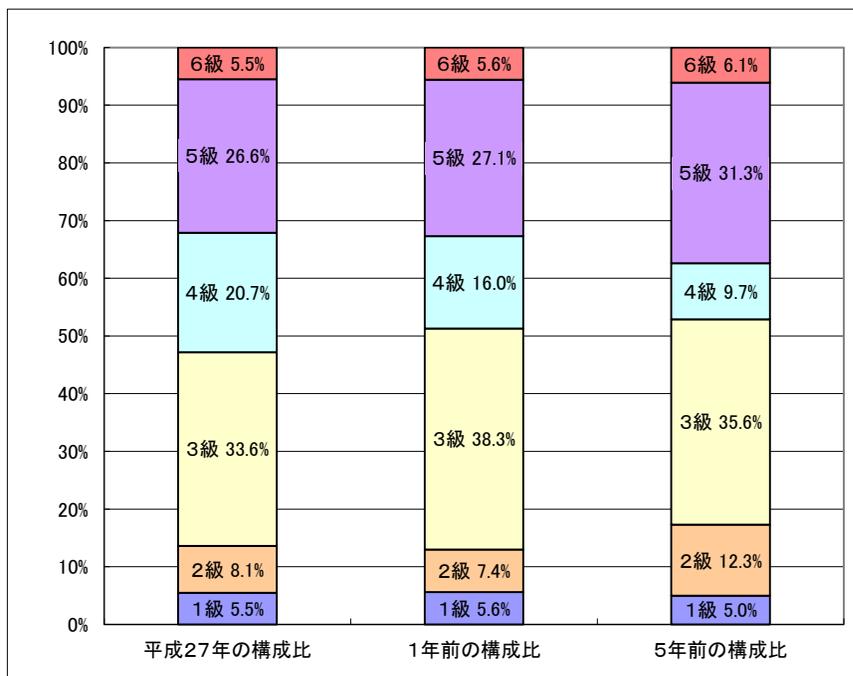
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	247,700 円	351,900 円	381,000 円	389,700 円
	高校卒	208,600 円	299,500 円	355,800 円	385,100 円
技能労務職	高校卒	195,900 円	258,800 円	291,900 円	388,200 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(27年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	部長、総合支所長、次長、局長、理事	15人	5.5%	315,800円	407,900円
5級	課長、局長、参事、課長補佐	72人	26.6%	285,000円	390,700円
4級	課長補佐	56人	20.7%	258,300円	378,700円
3級	係長、主査	91人	33.6%	223,900円	347,700円
2級	主事、技師	22人	8.1%	187,700円	301,900円
1級	主事	15人	5.6%	137,600円	244,900円
計		271人	100.1%		

- (注) 1 西海市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年度に8級制から6級制に変更している。
 (旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

② 昇給への勤務成績の反映状況

実績なし

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

西 海 市		長 崎 県		国	
1人当たり平均支給額(26年度)		1人当たり平均支給額(26年度)		—	
1,472 千円		1,664 千円			
(26年度支給割合)		(26年度支給割合)		(26年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.5 月分	2.60 月分	1.5 月分	2.60 月分	1.5 月分
(1.45)月分	(0.7) 月分	(1.45)月分	(0.7) 月分	(1.45)月分	(0.7) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~15%	・役職加算	5~20%	・役職加算	5~20%
・管理職加算	なし	・管理職加算	10~20%	・管理職加算	10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

実績なし

(2) 退職手当 (27年4月1日現在)

西 海 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.590 月分	勤続35年	41.325 月分	49.590 月分
最高限度額	49.590 月分	49.590 月分	最高限度額	49.590 月分	49.590 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		
一人当たり平均支給額	14,853千円	207,939千円			

(注) 退職手当1人当たりの平均支給額は、平成26年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (27年4月1日現在)

支給実績なし

(4) 特殊勤務手当 (27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)	30,780 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	732,866 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	11.7 %			
手当の種類(手当数)	9 種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務手当	市税事務従事者	市税の賦課、徴収又は収納管理に関する業務	2,014千円	給料月額100分の3
医師手当	診療所医師	医師に対する手当	26,772千円	月額100万円以内
社会福祉業務手当	福祉事務所ケースワーカー	ケースワーク、心理判定、一時保護棟の業務	840千円	月額10,000円
感染症等防疫作業手当	感染の危険がある作業等に従事した職員	感染の危険がある作業に従事したとき	0千円	日額290円
行旅病人、死亡人取扱作業手当	行旅病人、死亡人の取扱作業に従事した職員	行旅病人、死亡人の取扱作業に従事したとき	0千円	(病人) 1回1,500円 (死亡人) 1回3,000円
狂犬病予防作業手当	狂犬病の予防注射違反犬の捕獲等に従事した職員	狂犬病の予防注射違反犬の捕獲等に従事したとき	0千円	日額200円
畜犬等死体処理手当	畜犬等死体処理業務に従事した職員	畜犬等死体処理業務	21千円	1件につき500円
航海手当	交通船乗組員	交通船航海業務	1,133千円	(船長) 給料月額の100分の8 (船員) 給料月額の100分の4
火葬業務手当	火葬業務業務に従事した職員	火葬業務	0千円	1体処理につき2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	74,304 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	247 千円
支給実績(25年度決算)	80,998 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	281 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(26年決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (27年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	<p>扶養親族のある職員に対して支給されます。</p> <p>①配偶者 13,000円 ②配偶者以外の扶養親族 1人につき6,500円 ③配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ④加算(16~22歳までの子がいる場合) 1人につき5,000円</p>	同じ	—	50,738 千円	234,898 円
住居手当	<p>借家又は借間に居住し、月額12,000円を超える家賃等を支払っている職員又は自宅に居住して世帯主である職員に支給されます。</p> <p>①月額23,000円以下の家賃を負担している職員 家賃月額-12,000円 ②月額23,000円を超え、55,000円未満の家賃を負担している職員 (家賃月額-23,000円)×1/2+11,000円 ③月額55,000円以上の家賃を負担している職員 27,000円</p>	同じ	—	20,169 千円	261,936 円
通勤手当	<p>通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し運賃等を負担している職員又は交通用具(自動車等)を使用する職員に対して支給されます。</p> <p>①交通機関等利用者 1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円まで全額支給 ②交通用具利用者 距離に応じて2,000円~31,600円</p>	同じ	—	38,572 千円	128,148 円
単身赴任手当	<p>公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km以上)を満たす職員に支給されます。</p> <p>26,000円+加算額 ※加算額は距離に応じて6,000円~45,000円</p>	同じ	—	1,380 千円	276,000 円
特地勤務手当	<p>離島その他の生活の著しく不便な地に在所する公署に勤務する職員に支給されます。</p> <p>(給料月額+扶養手当)×20/100 4年まで (給料月額+扶養手当)×10/100 4~5年まで 5年以降なし</p>	異なる	支給割合が一部異なる	3,937 千円	787,348 円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給されます。</p> <p>役職に応じて31,000円~51,000円</p>	同じ	—	23,416 千円	509,043 円
管理職員特別勤務手当	<p>管理職手当を受給している職員が、休日及び平日(午前0時から午前5時までの間)において、臨時又は緊急の必要により勤務した場合に支給されます。</p> <p>勤務1回につき6,000円又は9,000円</p>	異なる	支給額が異なる	441 千円	44,100 円

5 特別職の報酬等の状況（27年4月1日現在）

区分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	837,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額 1,010,000 円 / 440,000 円	
	副市長	668,000 円	800,000 円 / 552,000 円	
	教育長	617,000 円		
報 酬	議 長	389,000 円	528,000 円 /	304,000 円
	副議長	329,000 円	450,000 円 /	264,000 円
	議 員	310,000 円	420,000 円 /	249,000 円
期 末 手 当	市 長	(27年度支給割合)		
	副市長	3.1 月分	役職加算	20%
退 職 手 当	議 長	(26年度支給割合)		
	副議長	3.35 月分	役職加算	20%
	議 員			
備 考	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	837千円×在職年数×600/100	2,009万円	任期毎
	副市長	668千円×在職年数×360/100	962万円	任期毎
備 考				

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

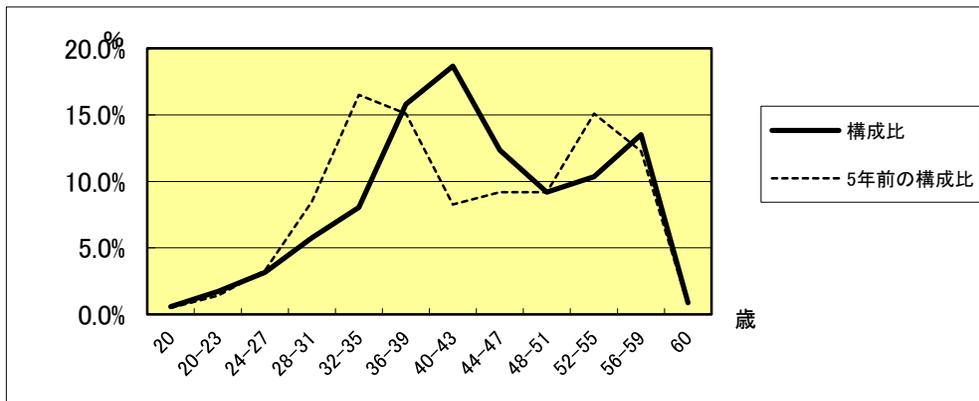
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成26年	平成27年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	5	0	
		総務	86	88	2	共通番号制度(マイナンバー)及び公金滞納対策処理委員会の設置による増 市民環境部長兼務であった市民課長設置による増
		税務	21	21	0	
		労働	2	5	3	企業誘致対策室の設置による増
		民生	38	42	4	長寿介護課長長寿政策班の業務が高齢者福祉業務を行っていることによる人事異動
		衛生	32	31	▲1	炭化センター完成による環境整備業務の減
		農林水産	24	24	0	
		商工	5	6	1	歴史文化を活かしたまちづくり推進を図るために県職員を派遣したことによる増
		土木	26	26	0	
		計	239	248	9	<参考> 人口1万人当たり職員数 82.82 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 69.27 人)
		教育部門	49	42	▲7	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、平成27年4月1日より、教育長が特別職の身分を有することとなったことによる減 がんばらんば国体終了に伴う国体班及び業務の減 小学校用務員退職者の欠員不補充による減
	小計	288	290	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 96.85 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 91.01 人)	
公営企業等会計部門	病院	10	7	▲3	雪浦診療所の民間移譲に伴う減	
	水道	15	15	0		
	交通	6	6	0		
	下水	9	9	0		
	その他	26	21	▲5	後期高齢医療担当者の減 長寿介護課長長寿政策班の業務が高齢者福祉業務を行っていることによる人事異動	
	小計	66	58	▲8		
合計		354 [396]	348 [396]	▲6 [84]	<参考> 人口1万人当たり職員数 116.22 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、派遣職員を除く。(教育長を含む)

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成27年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳) 23歳	24歳) 27歳	28歳) 31歳	32歳) 35歳	36歳) 39歳	40歳) 43歳	44歳) 47歳	48歳) 51歳	52歳) 55歳	56歳) 59歳	60歳以上	計
職員数	2人	6人	11人	20人	28人	55人	65人	43人	32人	36人	47人	3人	348人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	253	266	254	241	239	248	▲ 5 (▲ 2.0 %)
教育	52	52	53	50	49	42	▲ 10 (▲ 23.8 %)
警察	0	0	0	0	0	0	0 (0.0 %)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0.0 %)
普通会計	305	318	307	291	288	290	▲ 15 (▲ 5.2 %)
公営企業等会計	122	119	71	68	66	58	▲ 64 (▲ 110.3 %)
総合計	427	437	378	359	354	348	▲ 79 (▲ 22.7 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度	千円 235,953	千円 △ 20,276	千円 30,347	% 12.9%	% 14.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
26年度	人 5	千円 21,494	千円 1,214	千円 7,639	千円 30,347	千円 6,069

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	52.1歳	348,000	397,495
団体平均	44.歳	329,400	387,259

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

西海市水道事業		西海市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(26年度)		1人当たり平均支給額(26年度)	
1,581 千円		1,472 千円	
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.5 月分	2.60 月分	1.5 月分
1.45 月分	(0.7)月分	(1.45)月分	(0.7)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~15%	・役職加算	5~15%
・管理職加算	なし	・管理職加算	なし

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（27年4月1日現在）

西海市水道事業			西海市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.590 月分	勤続35年	41.325 月分	49.590 月分
最高限度額	49.590 月分	49.590 月分	最高限度額	49.590 月分	49.590 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
一人当たり平均支給額	一千円	一千円	一人当たり平均支給額	14,853千円	207,939千円

（注）退職手当1人当たりの平均支給額は、平成26年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績なし

エ 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	704 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	117 千円
支給実績（25年度決算）	885 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	177 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（26年決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（27年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	<p>扶養親族のある職員に対して支給されます</p> <p>①配偶者 13,000円</p> <p>②配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500円</p> <p>③配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円</p> <p>④加算(16～22歳までの子がいる場合) 1人につき 5,000円</p>	同じ		1,290 千円	215,000 円
住居手当	<p>借家又は借間に居住し、月額12,000円を超える家賃等を支払っている職員又は自宅に居住して世帯主である職員に支給されます。</p> <p>①月額23,000円以下の家賃を負担している職員 家賃月額-12,000円</p> <p>②月額23,000円を超え、55,000円未満の家賃を負担している職員 (家賃月額-23,000円)×1/2+11,000円</p> <p>③月額55,000円以上の家賃を負担している職員 27,000円</p>	同じ	-	206 千円	34,400 円
通勤手当	<p>通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し運賃等を負担している職員又は交通用具(自動車等)を使用する職員に対して支給します。</p> <p>①交通機関等利用者 1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円まで全額支給</p> <p>②交通用具利用者 距離に応じて2,000円～31,600円</p>	同じ		304 千円	50,600 円

Ⅲ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 一般職員の勤務時間の状況

	1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
勤務時間	38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	12時～13時

※休憩時間は、平成20年4月1日から廃止。

2 年次有給休暇の取得状況

平均取得日数	消化率
14.7	37.8%

※取得状況は、平成26年1月1日から平成26年12月31日までのものです。

3 休暇制度の概要

休暇の種類	付与要件	付与日数	
年次有給休暇	職員の請求	年20日を限度に付与	
公傷休暇	職員が公務による負傷・疾病による療養	必要と認められる期間	
病気休暇	職員の負傷・疾病による療養	必要と認められる期間	
療養休暇	職員の結核性疾患による療養	必要と認められる期間	
生理休暇	女性職員が生理日に勤務が困難な場合	必要と認められる期間	
特別休暇 (主なもの)	骨髄移植のための休暇	骨髄液の提供に際する検査、入院等	必要と認められる期間
	結婚休暇	結婚式等の行事	7日以内
	産前休暇	8週間(多胎妊娠14週間)以内に出産予定	出産日までの請求期間
	産後休暇	女性職員が出産した場合	8週間
	育児時間休暇	生後満1歳に達しない子の育児	1日2回 各30分以内
	妻の出産休暇	妻の出産に伴う入院の付き添い等	2日以内
	育児参加休暇	産後産後又は小学校就学前の子の育児	5日以内
	子の看護休暇	小学校就学前の子の看護	年5日以内
	忌引休暇	親族の死亡	1日～10日
	父母の追悼休暇	父母の追悼のための特別な行事	1日
	夏季休暇	7月から9月期間における休暇	3日
	ボランティア休暇	被災者支援、福祉施設でのボランティア活動	年5日以内
介護休暇	親族が疾病等で介護が必要な場合	6カ月以内(無給)	
組合休暇	許可を得て職員団体の業務に従事する場合	年30日以内(無給)	

IV 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分(地方公務員法第28条)

処分事由 \ 処分の種類	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合					0
心身の故障の場合			12		12
職に必要な適格性を欠く場合					0
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合					0
刑事事件に関し起訴された場合					0
条例で定める事由の場合					0
合 計	0	0	12	0	12

2 懲戒処分(地方公務員法第29条)

処分事由 \ 処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合					0
職務上の義務に違反し又は 職務を怠った場合					0
全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行のあった場合					0
合 計	0	0	0	0	0

V 職員のサービスの状況

1 服務に関する基本原則

地方公務員には、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力を挙げて職務に専念しなければならない根本基準のほか、次のような義務が定められています。

- ① 法令及び上司の職務上の命令に従う義務
- ② 信用失墜行為の禁止
- ③ 秘密を守る義務
- ④ 職務に専念する義務
- ⑤ 政治的行為の制限
- ⑥ 争議行為等の禁止
- ⑦ 営利企業等の従事制限

2 職員の服務規律の確保

平成26年度においては、次に掲げる通知などにより、職員の服務規律の確保に努めました。

日 付	内 容
平成26年11月26日	衆議院議員総選挙における服務規律の確保について
平成26年12月15日	職員の年末年始における網紀の厳正な保持について
平成27年3月2日	自動車等の安全運転の徹底について
平成27年3月4日	地方統一選挙における服務規律の確保について

VI 職員の研修の状況

1 職員研修の状況

研修の種類	研修名	受講者数	
基本研修	平成26年度新規採用職員研修	10	
	職員研修第Ⅰ部(第1回)	1	
	職員研修第Ⅰ部(第2回)	1	
	職員研修第Ⅱ部(第1回)	1	
	職員研修第Ⅱ部(第2回)	2	
	職員研修第Ⅲ部(第1回)	6	
	職員研修第Ⅲ部(第2回)	4	
	フォローアップ研修(採用2年目)	2	
	監督職研修第Ⅰ部(初任係長)	6	
	監査職研修第Ⅱ部(現任係長)	6	
	監督職研修第Ⅲ部(課長補佐)	3	
	管理職研修第Ⅰ部	2	
	管理職員研修第Ⅱ部	1	
	トップセミナー	1	
	副市町村長・総務部(課)長研修	2	
	専門研修	出納事務と決算処理事務研修	4
		複式簿記研修	2
企業会計入門研修		1	
平成26年度地方公営企業消費税講習会		3	
行政訴訟研修		1	
行政法基礎研修		1	
法制執務研修(基礎編)		4	
法制執務研修(応用編)		1	
戸籍事務担当者研修		6	
地方税特別研修「滞納整理管理監督者研修」		2	
地方税特別研修「平成26年度市町村税務職員初任者研修」		3	
接遇(コミュニケーション)研修		1	
「研修担当者研修」		1	
地域づくりコーディネーター養成研修		3	
パソコン研修(word中級)		1	
パソコン研修(PowerPoint2010)		2	
パソコン研修(Excel中級)		1	
「メンタルヘルス研修」		1	
「面接技法研修」		1	
地方税特別研修「公債権・私債権の管理(回収・放棄等)に関する研修」		11	
情報公開と個人情報保護研修		3	
民間派遣研修(採用5年程度～係長クラス)		1	
「ワンペーパー資料作成研修①」		1	
民間派遣研修(採用5年程度～係長クラス)		1	
ファシリテーション研修①		1	
現状分析力向上研修		1	
「マネジメント事例研修」		1	
「ワンペーパー資料作成研修①」		1	
県市町村合同研修「条例・規則(案)の作り方研修」		1	
県市町村合同専門研修「交渉力養成研修①」		1	
県市町村合同研修「社会調査(アンケート)基礎研修」		1	
県市町村合同専門研修「仕事の効率アップ研修③」		1	
新任担当者のための人事評価制度基礎講座	1		

その他	自治体人事評価制度の構築・見直し&人事評価研修	1
	地方税特別研修「平成26年度市町村住民税担当者研修」	3
	地方税特別研修「徴収事務担当者研修」	3
	自治大学校(第1部・第2部特別課程第28期)	1
	女性リーダーのためのマネジメント研修	1
	市町村職員中央研修「ステップアップ自治体リーダー」	1
	平成26年度新入職員防災研修過程教育	10
	平成26年度中都市中堅職員合同研修	3
	地方自治セミナー	2
合 計		138人

2 職場内研修の状況

研 修 名	受講者数
新規採用職員研修	10
新入職員防災研修課程教育	10
建設工事監督員研修	61
ブロック別ニーズ研修「接遇研修」	254
管理監督者研修会	48
福祉研修(手話研修)	34
福祉研修(知症サポーター養成講座)	50
合 計	467人

Ⅶ 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 職員の福祉制度

項目	実施主体	概要
共 済 制 度	長崎県市町村職員共済組合 公立学校共済組合長崎支部	短期給付、長期給付及び保健事業等を行っています。 ※各共済組合制度による
公務災害補償制度	地方公務員災害補償基金	職員が公務上労働災害を受けた場合、地方公務員災害補償法に基づく補償を受けます。 (平成26年度 認定件数 2件)

2 職員の健康診断の状況(平成26年度)

項目	受診者数	実施主体
定期健康診断	216人	西海市役所
人間ドック(1日、2日)	121人	長崎県市町村職員共済組合

3 不利益処分に関する不服申立ての状況

内容	件数
職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求	0件
職員に対する不利益な処分についての不服申立て	0件